

令和4年度 狩猟免許更新のための適性検査

狩猟免許の更新を受けようとする方は、適性検査（視力、聴力及び運動能力）に合格しなければなりません。

1 令和4年度における講習会の取扱いについて

例年、狩猟免許を更新しようとする方には、東京都が実施する講習会を受講していただいておりますが、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため講習会を取り止め、更新申請の際に配布する資料をもとに自己学習していただくこととします。

2 適性検査の実施について

狩猟免許更新者本人が直接申請される場合は、更新申請に併せて窓口で適性検査を実施します。

本人以外の方が申請される場合は、次の表に掲げる日に適性検査を実施します。この場合、各回の5日前（土日祝を除く。）までに申請が必要です。

なお、適性検査受検時は、十分な視力が得られる眼鏡等をご用意ください。

（休日の適性検査日程）

回数	実施日	開始時刻	適性検査会場	所在地	申込締切日
1	6月25日（土）	午前10時	都議会議事堂1階 都民ホール	新宿区西新宿2-8-1	6月20日（月）
2	7月10日（日）	午前10時	立川市市民会館 たましんRISURUホール 第1、第6及び第7会議室	立川市錦町3-3-20	7月4日（月）
3	8月13日（土）	午前10時	都議会議事堂1階 都民ホール	新宿区西新宿2-8-1	8月8日（月）

※多数の方が会場に集まることを防止するため、適性検査の時刻は申請時に指定させていただきます。検査時刻の希望をお聞きすることはできませんので、1日ご都合の良い日をお選びください。

※各会場の定員に達し次第、期日前でも予告なく締め切る場合がありますので、ご了承ください。

※災害その他やむを得ない事由により、会場が変更になる場合があります。この場合は別途お知らせいたします。

3 更新対象者

令和4年9月14日で有効期間が満了する狩猟免許を所持し、かつ、現に東京都内に住所地が有り、法律に定められた欠格事由のいずれにも該当しない方。

4 更新申請受付期間

令和4年6月6日（月）から、令和4年9月14日（水）まで（土日祝を除く）。

ただし、本人以外の方が申請される場合は、2の項とおり、令和4年6月6日（月）から各適性検査実施日の5日前（土日祝を除く。）まで。

いずれも受付は、平日の午前9時から午後5時まで。

※更新された狩猟免許は、窓口での申請から10日程度での発送となります。一方で、休日の適性検査を受験の際は、受験日から10日程度での発送となります。

5 申請手続

狩猟免許の更新を受けようとする方は、次の書類をご用意の上、**窓口**に持参してお申し込みください。

なお、申請書受理後に、手数料の返還はできません。予めご了承ください。

(1) 所定事項を記入した**狩猟免許更新申請書**

(2) **手数料 2,900円/種類**

（手数料は申請を行う免許の種類ごとに必要となります。現金のみです。釣銭のないようご協力をお願いします。）

(3) **写真1枚**（裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、眼鏡使用者は着用時のもの）

申請前6ヵ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cm

(4) **現に有効な猟銃・空気銃所持許可証の写し**（原本も持参。ただし、本人以外の者が申請書類を窓口持参提出する場合は適性検査時に持参。）

*** 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている方**

有効な猟銃・空気銃所持許可証の住所及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し

また、住所等の事項を変更している場合にあっては、変更後の事項が記載されているページの写しも必要

(5) **医師の診断書1通***（申請前6ヵ月以内に作成されたもの）

*銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない方は提出が必要です。

様式はホームページに掲載しているものをご利用ください。

精神保健指定医だけでなく、かかりつけの医師（歯科医師を除く。）が作成した診断書でも構いません。

次の症状の全てに該当しない旨が明確に記載された診断書でないと、申請をお受けできませんのでご注意ください。

- 統合失調症
- そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
- てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が発生しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
- 前記のほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（上記に該当する者を除く）

(6) 今回更新の対象となる**狩猟免状の原本**（免状を紛失している場合は、別途、狩猟免状等亡失届）

(7) **狩猟免状交付用のレターパックライト又はレターパックプラス**

（交付先住所、氏名を記入したもの）

(8) 認定鳥獣捕獲等事業に従事する方であって、認定鳥獣捕獲等事業者が狩猟について必要な適性を

有することを確認した方は、当該確認がされた旨の書面*

*申請前3ヵ月以内に作成されたもの。様式はホームページに掲載しているものをご利用下さい。

6 注意事項

- 発熱や風邪の症状がある場合は、申請及び適性検査受験をお控えください。
（各休日の適性検査実施日の5日前（土日祝を除く）であれば日程の変更が可能です。）
- 申請窓口及び検査会場ではマスクの着用にご協力をお願いします。
- 手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行をお願いします。
- 非接触型体温計で体温を計測いたします。37.5℃以上ある方は受検出来ません。
- 受験が不可能となった場合、受付期間内に窓口で適正検査または別日程の休日の適正検査を受験して下さい。

7 申請場所

- | | |
|--|-----------------|
| (1) 東京都 環境局 自然環境部 計画課 鳥獣保護管理担当
新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎19階中央 | TEL03-5388-3505 |
| (2) 東京都 環境局 多摩環境事務所 自然環境課 鳥獣保護管理担当
立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階 | TEL042-521-2948 |
| (3) 東京都 総務局 大島支庁 産業課 林務担当
大島町元町字赤禿90-14 | TEL04992-2-4431 |
| (4) 東京都 総務局 三宅支庁 産業課 林務担当
三宅村伊豆642 | TEL04994-2-1312 |
| (5) 東京都 総務局 八丈支庁 産業課 林務担当
八丈島八丈町大賀郷2466-2 | TEL04996-2-1113 |
| (6) 東京都 総務局 小笠原支庁 産業課 産業担当
小笠原村父島字西町 | TEL04998-2-2125 |

各適性検査会場には駐車場がない又は少ないため、公共交通機関のご利用をお願い致します。

https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/nature/animals_plants/birds/hunting_license/renewal_class.html



東京都環境局